

別紙

(1) 介護保険給付対象となるサービス（1割負担）

要介護度 サービス基本利用 料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	5,590円	6,270円	6,970円	7,650円	8,320円
外泊時費用 外泊、入院した日の翌日から月6日を限度とし加算します。 月をまたぐ場合は最大で連続12日を限度とし加算します。					1日につき 246円
初期加算 入所した日から30日以内の期間と30日を超える入院後に 再入所した場合加算します。					1日につき 30円
栄養マネジメント加算 常勤の管理栄養士を1名配置し、入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケア・マネジメントが行われた場合加算します。					1日につき 14円
療養食加算 医師の発行する食事せんに基づく療養食を提供した場合加算します。					1食につき 6円
日常生活継続支援加算 入所者のうち要介護4・5の割合が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上であり、たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が入所者の15%以上である場合加算します。					1日につき 36円
看護体制加算（Ⅰ） 常勤の看護師を1名以上配置した場合加算します。					1日につき 4円
看取り介護加算 医師が回復の見込みがないと診断した入所者について、本人及び家族とともに、医師、看護師、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取り介護を行った場合、死亡日を含めて30日を上限として加算します。					1日につき 144円 680円 1,280円
夜勤職員配置加算（Ⅰ） 夜間帯（午後10時～翌日の午前5時を含む16時間）の介護職員又は看護職員の数が規定する職員数以上の場合に加算します。					1日につき 13円
口腔衛生管理体制加算 介護保険施設において、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による指導のもと、施設職員が入所者の口腔ケアを実施した場合加算します。					1月につき 30円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各種加算を加えた総額に加算率を乗じた額で算定					加算率 8.3%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各種加算を加えた総額に加算率を乗じた額で算定					加算率 2.7%

※ 介護保険負担割合証の記載が2割又は3割負担の方は、上記の金額にそれぞれ乗じた額になります。（介護職員処遇改善、介護職員特定処遇改善加算は含まない）

※ おむつ代は、サービス基本料金に含まれます。

※ 入院期間中の利用料金について

- ・外泊時費用（1日 246円 月6日を限度）をご負担いただきます。月をまたいでの外泊、入院の場合には、最大12日の限度となります。
- ・入院期間においても居住費をご負担いただきます。
介護保険負担限度額認定を受けている場合、認定証の有効は6日間であり、7日目以降は、当施設で定める居住費（基準費用額 1日 855円）をご負担いただきます。
- ・30日を超える入院後に再び入所した場合、初期加算（1日 30円）をご負担いただきます。

・高額介護サービス費の制度

月額 37,200 円（市町村民税世帯非課税者等は 15,000 円もしくは 24,600 円）を超えた部分は高額介護サービス費として払い戻し手続きがありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(2) 介護保険給付対象とならないサービス

居住費	1日あたり 855円（基準費用額）
食費	1日あたり1,392円（基準費用額）
理髪サービス	カット代 顔そり代 実費
レクリエーション・活動	材料代等の実費
複写物	1枚につき 10円
日常生活品	衣類、歯磨きセット、箱ティッシュ等のご準備ください
電化製品（テレビ等）	電源1件につき 1日50円
居室明け渡し精算料金	サービス基本利用料金の全額をいただきます

・特定入所者介護サービス費の制度

居住費・食費については、市町村民税世帯非課税等所得が一定基準以下の方は、自己負担額が下表のとおり段階に応じて軽減されますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

*居住費・食費については、「介護保険負担限度額認定証」の提示により、下表のとおり自己負担額が軽減されます。

利用者負担段階	対 象 者	居住費負担限度額	食費負担限度額
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	1日につき 0円	1日につき 300円
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80 万円以下の方	1日につき 370円	1日につき 390円
第3段階	市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第 2段階以外の方（課税年金収入が80万円超2 66万円未満の方等）	1日につき 370円	1日につき 650円
第4段階	上記以外の方	1日につき 855円	1日につき 1,392円